

令和 3 年度 碧南市防災会議結果について

1 決議日

令和 4 年 2 月 1 7 日（木）

令和 4 年 2 月 4 日（金）開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮し、感染拡大防止のため書面開催とした。

2 会長及び委員

碧南市防災会議会長（碧南市長）

碧南市防災会議委員（3 3 名）

3 議題

- (1) 浸水想定等への対応のための避難所の見直しについて
- (2) 碧南市地域防災計画修正（案）について
- (3) 碧南市水防計画修正（案）について

4 報告事項

- (1) 避難所開設の手順書（F M B）の現状について
- (2) 碧南市地震対策減災計画における令和 2 年度の各課取組について
- (3) 避難施設の変更について

5 結果

議題については、委員全員が承認し、案のとおり決定された。

6 その他

所在地の記載に誤りが判明したため以下を修正した。

資料 2－6 碧南市地域防災計画（資料編）（案） p 4

高潮浸水想定区域内要配慮者利用施設

（誤）

No.	学校区	区分	対象施設名	所在地
1	新川	医療施設	小林記念病院	新川町 3-130

（正）

1	新川	医療施設	小林記念病院	新川町 3-88
---	----	------	--------	----------

7 委員からの質問及びそれについての回答

(1) 委員質問①

質問
高齢者等避難について、対象者への情報伝達方法は何で行っていますか？資料 2 - 2、P 2 5 3「周知する」となっているが、対面での説明も必要かと思います。
碧南市地域防災計画（地震・津波編） p 2 5 3 4 避難対策等 (1) 地域住民等の避難行動等 ... 市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。
回答
避難情報の「高齢者等避難」につきましては、市は、①防災行政無線（同報系無線）、②広報車、③へきなん防災メール、④市ホームページ緊急情報への掲載、⑤メディアを通じての周知（Ｌアラート経由による情報提供）等により情報発信を行います。 なお、後発地震に備える事前避難のための高齢者等避難につきましては、先に起こった地震による津波警報解除後に引き続き発信することが想定されます。 平常時からの周知につきましては、令和 3 年度防災講演会で説明を行った他、広報へきなん令和 3 年 1 1 月 1 日号で周知を行っていますが、引き続き対象者への直接的な周知を進めていきたいと考えています。

※Ｌアラートとは、地方公共団体やライフライン事業者等の「情報発信者」が発出した避難情報等の災害関連情報をはじめとする公共情報を、放送局やアプリ事業者等の「情報伝達者」である多様なメディアに対して一斉送信することで、災害関連情報等の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤です。Ｌアラートから取得された情報は、情報伝達者が取材源の一つとして各種報道で利用し、多様なメディアで利用されています。

(2) 委員質問②

質問
P 8 2、運送事業者等は決まっていますか？
碧南市地域防災計画（地震・津波編） p 8 2 (3) 避難行動要支援者対策

...

ケ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

回答

具体的な運送事業者は現状定めておりません。現状では、避難の状況、道路等の被害状況等を確認した後、対応が可能な市の車両や事業者に協力を依頼しながら移送に努めます。